

浦安市災害時要援護者支援プラン<全体計画>の概要

第1章 総論

浦安市災害時要援護者支援プランの趣旨

市の災害時要援護者対策として、自助・共助・公助の役割、要援護者情報の収集・共有の方法、避難準備情報等の発令・伝達、支援体制などの要援護者避難支援に係る全体的な考え方を定めたものです。

今後、要援護者の一人ひとりの個別支援計画を策定し要援護者の避難支援等を行っていきます。

災害時要援護者の対象範囲

本計画における災害時要援護者の対象範囲は、福祉施設入所者等を除き、次の類型される方々のうち、災害時において自らを守るために安全な場所に避難するなど災害時における一連の避難行動を行うのに際して支援が必要とされる方々としす。

身体障がい者手帳 1・2 級交付者 精神障がい者保健福祉手帳 1 級交付者 療育手帳交付者で障がいの程度が A 又は A の方 要介護状態区分が要介護 1 から要介護 5 までに該当する方 高齢者のみの世帯（65 歳以上） 前各号に準じる状態にあると認められる方

避難支援の優先度

災害時における要援護者の避難には、まず第 1 に家族や近隣、地域による支援が最も大切ですが、そうした支援が期待できない要援護者の避難支援をどのように行うのが重要となります。個別計画の策定に当たっては、要援護者が家族や地域による支援が受けられる状況にあるのかどうか、あるいは障がいの程度、要介護認定の程度等を考慮した上で、支援すべき要援護者の優先度を検討する必要があります。

第2章 災害時要援護者支援体制の整備

市における避難支援体制

平常時よりこれらの個人情報の保護に配慮しつつ、要援護者情報の管理・更新及び関係機関との情報共有化を行うとともに、災害時情報伝達体制の整備に取り組むなど、災害時における避難支援体制を整備します。

地域における避難支援体制

民生委員、自主防災組織等関係機関が日頃から要援護者の所在や状態について把握し、災害時に円滑に要援護者の支援が行えるよう、地域支援ネットワークづくりなどに取り組みます。

社会福祉施設、福祉サービス事業者等による避難支援体制

社会福祉施設、福祉サービス事業者等において、災害時における施設等利用者の適正な避難支援体制が整備されるよう必要な取り組みを行います。

第3章 災害時要援護者情報の共有及び活用

災害時要援護者に関する情報の収集・共有

災害時要援護者に関する情報の収集・共有を次の 3 つの方法により行います。

1. 関係機関共有方式・・・市の災害対策基本条例及び同施行規則で規定されている要援護者の住所、氏名等の基本的な情報について、平常時から民生委員、自主防災組織、消防団等に対して提供し、共有する方式です。
2. 手上げ方式・・・・・・・・新たに要援護状態となった等により、自ら要援護者名簿などへの登録を希望した方の情報を収集する方式です。
3. 同意方式・・・・・・・・民生委員、自主防災組織、福祉関係者などが、要援護者本人に直接働きかけ、同意を得て情報を収集する方式です。

災害時要援護者名簿

市は、上記 3 方式により収集した情報をもとに要援護者名簿を作成します。この要援護者名簿は、避難支援などに必要な範囲において平常時より市、関係機関が共有し災害時における安否確認や避難支援に活用します。

災害時要援護者登録制度の創設

手上げ方式を運用するしくみとして災害時要援護者登録制度を創設します。対象者は新たに要援護状態となった方等で、自ら要援護者名簿などへの登録を希望した方などとなります。

第4章 個別計画の策定

個別計画の目的

本計画をふまえ、要援護者一人ひとりの避難支援計画となる「浦安市災害時要援護者支援プラン<個別計画>」を策定します。個別計画は、主に要援護者の避難支援などを記載した個別台帳を作成します。

個別台帳に盛り込む事項

個別台帳に盛り込む主な内容は次のとおりです。

要援護者の氏名・住所などの個人情報 緊急時の連絡先 加入自治会 担当民生委員 避難支援者 避難所 避難経路 病院等への搬送ルート 支援理由 かかりつけ医療機関等薬情報 支援を受けるにあたって必要な情報などです。

第5章 避難所の支援体制

避難所の運営

避難所の設置に際しては、できるだけ速やかに要援護者のための居住空間を区別するなどの必要があります。また、全ての要援護者に対する支援が十分に行えない場合には、災害医療におけるトリアージを参考にしつつ、支援者の有無や障がい等の種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応することとします。

福祉避難所の整備

市は、災害時において、特別に配慮が必要な要援護者の避難生活を支援するための福祉避難所の確保・整備に努めます。